

## 第5章 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関する フォビアや困難の様相

藤山 新<sup>1)</sup>

### 本稿の目的

東京都渋谷区や世田谷区をはじめとした、一部の自治体による同性パートナーシップ条例の制定や、企業やNPOなどによるLGBT支援の取組など、性的マイノリティを取り巻く環境は、2010年代に入って大きく変化している。教育の場面でも例外ではなく、2016年4月には文部科学省が性的マイノリティの児童生徒への対応に際しての具体的な配慮事項などをまとめた資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を作成・公表した。これは、2013年に全国の小・中・高校・中等教育学校・特別支援学校を対象として実施し、2014年6月に『学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について』としてその結果を公表した調査が発端となっている。この調査においては、「性同一性障害」という現象だけが対象となっているが、この調査結果を受けて2015年4月に文部科学省が発出した『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』の通知においては、通知のタイトルこそ「性同一性障害にかかる」となっているものの、通知文内では「2. 性同一性障害に係る児童生徒や『性的マイノリティ』とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」との文言が見られ、配慮の対象が性的マイノリティ全体に広がっていることを示している。その結果として、2016年に公表された資料においては、タイトルに「性的指向・性自認に係る」と、性的マイノリティ全体を示すことが明示され、内容的にもあらゆる性的マイノリティへの配慮が必要との認識を示すようになっている。こうしたことから、今や教育場面における性的マイノリティ当事者への対応は、社会

的に重要な課題として認識されていると言えよう。

しかしながら実際の教育現場においては、多くの教員が身近に当事者がいるという認識が薄く、特に体育や運動部の部活動の場面においては、性的マイノリティ当事者の抱える困難が十分に理解されているとは言い難い状況にある。

そもそも、体育やスポーツの場面では、身体が深くかかわることもあって、人間の性別は男性もしくは女性のどちらかに明確に分類できるとする「性別二元論」や、異性を好きになることが自然であり、当然であるとする「異性愛主義」が強固な規範として作用している。このため、性的マイノリティ当事者にとっては、体育やスポーツの場面というものは、侮蔑やからかい、暴力の対象となったり、自身の性のありようを隠さなければならなかったりするような、抑圧的な場として感じられることが少なくない。また、特に身体のありようが男性・女性のどちらの典型でもない人や、トランスジェンダーの当事者にとっては、自らの身体のありようを理由として、体育やスポーツの場面から排除されることさえありうる。こうした意味で、体育やスポーツの場面において、性的マイノリティは多くの困難に直面していることが理解される。

そこで本稿では、日本の教育と性的マイノリティに関する先行研究を概観したうえで、特に体育、さらには学校を離れたスポーツの領域で、性的マイノリティ当事者がどのような困難を感じているのかを検討し、その困難を解消するために、どのような手法が必要とされているのか、そしてそのために本研究はどのような貢献ができるのかといったことについて、検討を進めていく。

### 日本における教育と性的マイノリティに関する研究

現在の日本では、直接的に保健体育科教育と性

1) 首都大学東京

的マイノリティを扱った研究は非常に少なく、十分な蓄積があるとは言えない。

しかし、保健体育科教育に限らず、教育現場と性的マイノリティに関する研究に視野を広げてみると、早い時期からこうした課題に取り組んでいるのが一般社団法人“人間と性”教育研究協議会であり、同協議会の機関誌的な役割を果たしている『季刊セクシュアリティ』誌である。2001年10月発行の第4号で「さまざまな“性”を生きる」というタイトルのもと、初めて性的マイノリティに関する特集を組み、教育現場からの報告も3本掲載されている。以降も、継続的に教育と性的マイノリティについての論考を掲載している。

さらに、同性愛の子どもたちが学校教育で阻害されてきた要因と、より善い働きかけとはどのようなものであるかを、性教育におけるアプローチを中心に考察した稲葉（2010）や、家庭科の教育実践において、ジェンダー／セクシュアリティに関わる問題がどの領域・分野でどのように展開されているのかを検証した良（2010）、性的マイノリティが学校教育と社会でどのようにとりあげられてきたのかという関係について、教科書と新聞記事を通じて検討した松尾（2013）など、教育現場と性的マイノリティに関する研究成果をいくつか見出すことができる。また、中学校において「性の多様性」を理解するための授業方法について、継続的に研究・実践を行っている渡辺ほか（2011）や田代ほか（2014）のような、実践的な研究成果も見られる。

この他、大学における性的マイノリティの実態と大学が実現可能な支援のあり方を検討した日高（2014）は、制度的な支援だけでなく、講義でできることやハラスメント防止規定でできること、当事者のサークル活動への支援など、高校までとは異なる困難とその解決方法を端的にまとめている。

性的マイノリティ当事者や支援者の団体による調査研究としては、「いのちリスペクト．ホワイトリボン・キャンペーン」が2013年に当事者を対象として実施したWebアンケート結果を取りまとめた『LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）結果報告書』が、性的マイノリティ当事

者が学校生活で抱える困難を理解する貴重な資料となっている。同様に、人権問題の解消に取り組む国際NGO組織のHUMAN RIGHTS WATCHがまとめた報告書『「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』も、性的マイノリティ当事者のみならず、対応に苦慮する現場の教員の声を伝える資料として、きわめて貴重なものと言える。

## 体育・スポーツと性的マイノリティに関する研究

一方、日本における体育やスポーツと性的マイノリティに関する研究は、先にも述べたようにまだ十分な蓄積があるという状況にはないが、それでも2010年代に入って、少しずつそうした研究成果が表れ始めている。

その嚆矢と言えるのが、風間ほか（2011）による、学校教育における体育やスポーツ系の部活動での性的マイノリティの経験についての大規模な定量調査であろう。この調査においては、性的マイノリティ当事者が体育の授業や運動部の部活動の場面において感じた抵抗感などが数値として示されている。

Itani（2015）においては、性的マイノリティのアスリートのライフヒストリーを聞き取る中で、特にトランスジェンダーのアスリートが直面する困難が明らかにされている。また、性的マイノリティのスポーツサークルを調査した風間（2016）は、既存の多くのスポーツ空間が異性愛主義や性別二元論、ホモフォビアといった雰囲気を持っていることを示唆している。

体育・スポーツ関連学部在籍する学生を対象として、スポーツ観・ジェンダー観と、性的マイノリティに対する意識や知識を調査した藤山ほか（2014）は、性的マイノリティ当事者の体験を調べるものではなく、非当事者を含めて、体育やスポーツに携わっている学生が性的マイノリティについてどのような認識をしているのかという視点から行われた、初めての大規模な調査と言える。この調査で得られたデータから、ジェンダー観やスポーツ観と性的マイノリティに関する知識や態度との関係性を検証しているのが、飯田ほか

(2016, 2018)である。また、三上、井谷(2018)もこの調査を応用し、教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する知識と意識についての研究成果を公表している。

この他、保健体育科教育の研究と実践をつなぐことを目指して刊行されている『体育科教育』誌においては、2016年8月号で「保健体育とLGBTを考える」の特集を組んでいる。この中で藤原(2016)は、性的マイノリティの子どもたちに必要な体育や部活動での配慮について、具体的に指摘している。また、日本の保健体育科教育の場面において、セクシュアリティを含めた生徒の個性に応じた教育が保障されるよう必要があるとする立場から、佐野ほか(2017)は、生徒の属性に基づいた差別は許されないことが明記され、個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムを検証し、日本の保健体育科の学習指導要領への応用可能性を検討している。

### 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや困難の様相

いのちリスペクト、ホワイトリボン・キャンペーンによる『LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書』は、性的マイノリティの当事者が、学校生活の場面で差別的な冗談やからかいを頻繁に体験していることや、加害者が同性の同級生であること、いじめや暴力が小学校高学年～中学2年生の間に起きやすいこと、相談した場合には比較的解決に向かうことなど、既存のいじめ調査結果との共通点が多かったことを明らかにし、より深刻ないじめ被害に遭いやすいハイリスク層として性的マイノリティを重視し、支援する必要性を訴えている。

さらに、上記のようなこれまでの研究成果からは、学校生活の中でも特に体育やスポーツの場面における、性的マイノリティに対する具体的なフォビアや当事者が直面する困難をうかがうことができる。

性的マイノリティ当事者として自身の体験を語り、学校への提言などを行っている遠藤(2011)が「水着は自分の性別を意識させられる格好なの

で、多くの当事者にとっては苦痛であることが多い」「個人的に深刻だったのは、着替えの時間だった。思春期が訪れるにつれ、クラスメイトの女子と一緒に着替えることが恥ずかしくなった」と語っているように、多くの当事者から体育の授業に際しての着替えや水泳の際の水着が苦痛であったことが指摘されている。また、Itani(2015)においては、戸籍上は女性だが、アイデンティティは女性ではない2人のアスリートへのインタビューを通じて、ユニフォームのデザインが男女で明確に分かれているスポーツや、身体のラインがはっきりと出るようなユニフォームを使用するスポーツには参加しづらかった、また参加しづらかったという経験が示され、体育やスポーツにおける服装が、当事者にとって参加を阻む障壁の一つとなっていることを指摘している。

風間ほか(2011)の調査においては、性的マイノリティの当事者の経験として「同性愛に関して不快な発言を聞いた」が55.9%、「男・女らしさを強く求められていると感じた」が59.2%との回答を得たほか、自身の抑圧経験として、24.9%が「自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑を経験した」、5.6%が「自らの性のあり方を理由に暴力をふるわれた」と答えている。また、36.6%が「男女のグループ分けに抵抗を感じた」、31.9%が「スポーツ時の服装に抵抗を感じた」、11.7%が「男女別の更衣室に抵抗を感じた」と答え、学校の体育・スポーツにおいて、性別二元論に基づいた実践が当事者の困難をもたらしていることが明らかになった。また、「私個人の言葉遣いや物腰で『オカマ』とか言われたことがある」「体育が嫌いで不得意でモジモジしていたら、『おまえはオカマじゃねえの?』と言われ、ドキッとして傷ついて、隠さねばと思った」など、具体的なホモフォビアの言動の経験も複数示されている。風間はこれらの結果から「(i)性別(性自認)にかかわらず性的マイノリティのほうが同性愛に関する不快発言や異性愛を正常とする雰囲気、ジェンダー役割の強制を感じ取っている、(ii)性的マイノリティの女性は性的マイノリティの男性よりもグループ構成や更衣室、服装などの男女をわける教育実践に抵抗感を持っている、(iii)性的マイノリティの男

性は、性的マイノリティの女性よりも無視や嘲笑、暴力の対象になりやすい (p.49)」という3点が明らかになったと分析している。

2015年には、あるスポーツクラブにおいて、トランスジェンダーの会員が自らのアイデンティティに即したロッカールームの利用を申し出たところ、クラブ側から戸籍上の性別に即したロッカールームの使用を命じられたとして、訴訟を起こすという出来事があった。こうした事例のように、学校外でのスポーツの場面においても、性的マイノリティ当事者のスポーツ参加が妨げられる事態が生じている。

競技スポーツの世界においても、同様の問題が見られる。例えば、アメリカの総合格闘技MMAにおいて、女性として競技に参加していた選手が、2戦（2勝）した後にMtFトランスジェンダーであることをカムアウトしたところ、同選手が女性として競技に参加することに対して、格闘技に携わる選手の間から否定的な意見が多く表明されたという事例がある。このことは、男性の方が女性よりも身体的なパフォーマンスに優れているとする前提のもと、MtFトランスジェンダーアスリートに対する不公平感、危険性への懸念、（異性と）身体的な接触に対する抵抗感が、性的マイノリティのアスリートの競技参加を拒否する言動につながった事例として捉えることができる。（松宮、2014）

また、陸上競技の世界においては、2000年以降、複数の女性選手が性別に疑義があるとして、順位をなく奪されたり、大会への出場資格をなく奪されたりしている。これらの選手はいずれも、男性ホルモンの一種であるアンドロゲンの血中濃度が平均的な女性の値よりも高い「高アンドロゲン症」とされる女性であり、女性として日常生活を送り、本人のアイデンティティも女性という意識である。しかし、国際陸上競技連盟（IAAF）は、パフォーマンスの男女差はアンドロゲンの値によるとの認識を前提として、高アンドロゲン症の女性の参加資格について、アンドロゲンの値を10nmol/l以下とする規定を2011年に発表した。スポーツ仲裁裁判所は、2014年にこの規定に抵触して国際大会の代表チームから外された女性選手の

訴えを受け、2015年にこの規定を暫定的に最大2年間停止し、IAAFに対して、2017年7月までにテストステロンの数値が高い女性アスリートが実際に大きな優位性があるという科学的証拠を示すように求めている。このケースは、性別二元論に基づいてスポーツのカテゴリーが分類されていることとその限界、またそれによって性的マイノリティのアスリートが競技から排除される危険性を示唆する事例といえよう。

この他にも、有名なアスリートが同性愛者であることをセンセーショナルに報道する傾向や、引退後に自身の性指向をカムアウトする事例なども複数見られる。このことは、スポーツの世界において、ホモフォビアが強く存在していることを示唆していると考えられる。

このように、性的マイノリティに対するホモフォビアや、当事者がスポーツに参加しづらい状況、参加を拒否される状況は、学校の体育や部活動だけでなく、広くスポーツの場面で、さまざまなレベルで存在している。これらの事柄は、いずれも冒頭に述べたように、体育やスポーツの場面で性別二元論や異性愛主義が強固な規範として作用していることに起因していると考えられる（図1）。したがって、体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや困難を取り除くには、こうした規範として作用している性別二元論、および異性愛主義を超克することが必要になると言えよう。

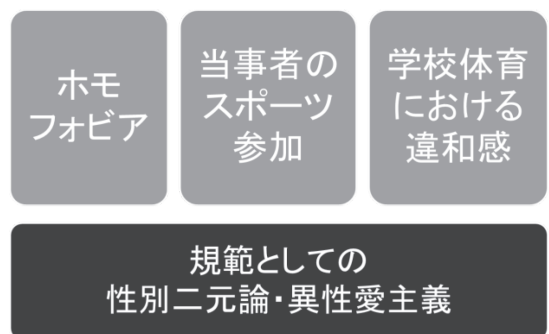


図1 体育・スポーツ場面で性的マイノリティが直面する困難の構造



## 今後の課題、本研究の意義

ここまで見てきたように、体育・スポーツの場面において、性的マイノリティに関するフォビアや、当事者が抱える困難は多岐にわたっており、その要因も含めて、根深い問題と行うことができる。しかしその一方で、これまでの研究からは、体育やスポーツの場が性的マイノリティ当事者にとって肯定的に作用する場合があることも指摘されている。

日本スポーツとジェンダー学会第10回記念大会において開催されたラウンドテーブルセッション「スポーツにおける性の多様性とその未来－学校教育とセクシュアル・マイノリティ」で登壇した、トランスジェンダー当事者でフェンシング元日本代表の杉山文野氏は、自身のスポーツ体験を踏まえながら、「体育会の男尊女卑的な風潮は好ましいとは思えなかったが、競技そのものに関しては、性別やセクシュアリティではなく、選手としての実力で評価されるのがスポーツの世界だ。その点はスポーツの良さだと感じている」と述べ、体育やスポーツの場面が、性的マイノリティ当事者にとって性別やセクシュアリティについての規範からの解放をもたらす場になりうること、自己肯定感をもたらす場になりうることを示唆している。(杉山, 2011)

また、風間(2016)は、「戦略的競技指向」という概念を提示し、性的マイノリティを構成員とするスポーツサークルのなかには、勝負にこだわるのではなく、当事者同士の交流や出会いの場としての機能を持ったサークル活動を行うことや、性的マイノリティ当事者が安心してスポーツに参加できる環境を作ることを第一の目的としてサークル活動を行うケースも存在することを指摘している。

さらに、MtFトランスジェンダーのフィギュアスケーターが、競技には男性として参加しているものの、「銀盤では私は女だと思って滑っているんです」と語り、「リンクは自分らしさを表現できる場所」として捉えていることや、MtFトランスジェンダーのプロレスラーが女性としてリングに上がることで「自分に素直になり、楽になった」

と語っていることを伝える新聞記事からも、スポーツが性的マイノリティ当事者のアイデンティティを支える働きをしていることがうかがえる。(朝日新聞2016年4月13日朝刊31面)

これらのことから、体育やスポーツは、性的マイノリティの当事者にとって「抑圧の場」として作用するだけでなく、その場の運営の仕方によっては「自身のアイデンティティを解放できる場」「自己肯定感を育てる場」としても機能する可能性があると考えられるのではないだろうか。そうであるとするならば、その可能性を活かすためには、体育やスポーツの場面でどのような対応や配慮が必要になるのだろうか。

藤原(2016)は、学校体育や運動部の部活動の場面において、特に教員が、「多様性を尊重する姿勢を周囲に明示していくこと」「LGBTや性の多様性に関する知識や情報を得ること」「教師自身のジェンダーやセクシュアリティに関する考えに自省的であること」が必要になることを指摘している。(p.26-27)この藤原の指摘は、学校における体育の教員や部活動の顧問にとどまるものではなく、あらゆるスポーツの指導者や、スポーツ施設の管理・運営にあたる人々など、広くスポーツに携わる人々にも共通して必要とされる事柄といえよう。

特に、性的マイノリティや性の多様性に関する知識や情報を得ることの意味については、藤山ほか(2014)、飯田ほか(2016, 2018)も示唆しているように、正しい情報や知識を得ること、また得ようとする態度を持つことが、性的マイノリティに対するフォビアや偏見を軽減する働きをしていると考えられる。そうした意味で、本研究はスポーツの場面で指導者として活躍している多くの人々に、性的マイノリティや性の多様性に関する知識や情報を提供することで、体育やスポーツの場における性的マイノリティへのフォビアや偏見、参加の拒絶など、現実に生じている課題を解決に導くために貢献できると考えられる。

## 文 献

朝日新聞(2016)「性別超える スポーツでも」

- 朝日新聞2016年4月13日朝刊31面
- 遠藤まめた (2011) 「[エッセイ] 性同一性障害と体育の時間」『体育科教育2011.11』大修館書店, p.49
- 藤山新ほか (2014) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」『スポーツとジェンダー研究Vol.12』日本スポーツとジェンダー学会, p.68-79
- 藤原直子 (2016) 「LGBTの子どもたちに必要な体育・部活動での配慮」『体育科教育2016.8』大修館書店, p.24-27
- 日高庸晴 (2014) 「LGBT学生の存在を考えるーキャンパス内でのダイバーシティ推進のために」『大学時報358』 p.76-83
- HUMAN RIGHTS WATCH (2016) 『「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』  
<https://www.hrw.org/ja/report/2016/05/06/289497>
- 飯田貴子ほか (2016) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果第2報 性別, LGBTの知人の有無, 競技レベルに着目して」『スポーツとジェンダー研究Vol.14』日本スポーツとジェンダー学会, p.21-32
- 飯田貴子ほか (2018) 「性的マイノリティについての知識に関する考察ージェンダー観, ホモフォビア, トランスフォビアおよびスポーツ価値観との関連ー」『スポーツとジェンダー研究Vol.16』日本スポーツとジェンダー学会 (印刷中)
- 稲葉明子 (2010) 「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」『創価大学大学院紀要32』創価大学大学院, p.259-280
- いのちリスペクト, ホワイトトリボン・キャンペーン (2014) 『LGBTの学校生活に関する実態調査 (2013) 結果報告書』  
<http://endomameta.com/schoolreport.pdf>
- Itani, S. (2015), Japanese Female and 'Trans' Athletes: Negotiating Subjectivity and Media Constructions of Gender, Sexuality, and Nation, Ph.D. diss., University of Tront.
- 風間孝ほか (2011) 「性的マイノリティのスポーツ参加ー学校におけるスポーツ経験についての調査からー」『スポーツとジェンダー研究Vol.9』日本スポーツとジェンダー学会, p.42-52
- 風間孝 (2016) 「性的マイノリティのスポーツサークルにおける戦略的競技指向」『女性学23』日本女性学会, p.22-35
- 長香織 (2010) 「家庭科におけるジェンダー/セクシュアリティに関わる教育実践の現状と課題ー高校生と家庭科教師を対象とした調査からー」『日本家庭科教育学会誌53(2)』日本家庭科教育学会, p.82-91
- 松宮智生 (2014) 「総合格闘技におけるトランスジェンダー競技者の事例ー競技への参加資格と競技の公平さを中心にー」日本スポーツとジェンダー学会第13回大会分科会3-B『セクシュアル・マイノリティのスポーツ環境』発表資料
- 松尾由紀子 (2013) 「学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究ー1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析ー」『静岡大学教育学研究9』静岡大学, p.17-38
- 三上純, 井谷恵子 (2018) 「教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する知識と意識についての研究」『スポーツとジェンダー研究Vol.16』日本スポーツとジェンダー学会 (印刷中)
- 文部科学省 (2014) 『学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について』2014年6月13日発出
- 文部科学省 (2015) 『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (通知)』2015年4月30日発出  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- 文部科学省 (2016) 『性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)』  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)
- “人間と性”教育研究協議会 (2001) 『季刊セクシュ

アリティ第4号 さまざまな“性”を生きる』  
エイデル研究所

佐野信子, 藤山新, 井谷聡子 (2017) 「多様化社会において個性に応じた保健体育授業を可能とする政策立案に向けた基礎的研究－カナダ・オンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムの理念から, インクルーシブな保健体育の示唆を得る－」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要第19号』立教大学, p.87-96

杉山文野 (2011) 「当事者が語る, 日本におけるトランスジェンダーの今」『日本スポーツとジェ

ンダー学会第10回記念大会発表抄録』日本スポーツとジェンダー学会

田代美江子, 渡辺大輔, 長香織 (2014) 「ジェンダー・バイアスを問い直す授業づくり－「性の多様性」を前提とする中学校の性教育－」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要13』埼玉大学, p.91-98

渡辺大輔, 田代美江子, 長香織, 楠裕子 (2011) 「中学校における「性の多様性」理解のための授業づくり」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要10』埼玉大学, p.97-104